

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金
よくあるご質問

	ページ
1 支給対象者に関すること	
Q1-1 1法人で複数の施設・事業所を運営している場合は、それぞれが対象になるか。	1
Q1-2 複数の施設種別のサービスを提供している場合は、それぞれが対象になるか。	1
Q1-3 住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は対象になるか。	1
Q1-4 福祉用具の貸与や販売を行う事業者は対象になるか。	1
Q1-5 健康診断施設は対象になるか。	2
Q1-6 生活困窮者一時保護施設は対象になるか。	2
Q1-7 サテライト施設は対象になるか。	2
Q1-8 医療機関がみなし指定を受けて実施している、介護保険の訪問リハビリテーション（医療みなし）、通所リハビリテーション（医療みなし）は対象外になるか。	2
Q1-9 医科診療と歯科診療を同一施設で実施している場合は、双方で申請が可能か。	2
Q1-10 受領委任を取扱っていない施術所は対象になるか。	
Q1-11 出張専門の施術所も対象になるか。	
2 支給要件に関すること	
Q2-1 休止・廃止の予定があるが対象になるか。	2
Q2-2 光熱費等の高騰に伴い、利用料金を値上げしているが、対象になるか。	2
3 申請方法・申請書記入内容に関すること	
Q3-1 複数の施設種別のサービスを提供している場合の申請方法は。	3
Q3-2 10施設以上運営している場合の申請書の記入方法は。	3
Q3-3 高齢者福祉施設と障がい福祉施設を運営しているが、申請書は別になるか。	3
Q3-4 医療機関コードが10桁とあるが、7桁で記入してもいいか。	3
Q3-5 利用定員は、現在利用している人の数を書くのか。	3
Q3-6 申請書類が複数届いているが、違いはあるか。	4
Q3-7 法人の住所を変更したが、どうすればよいか。	4
Q3-8 申請書は折りたたんで提出してよいか。	4
Q3-9 申請書は手書きで記載し提出してよいか。	4
4 その他	
Q4-1 本支援金は課税対象となるか。	4

1 支給対象者に関すること

Q1-1 1 法人で複数の施設・事業所を運営している場合は、それぞれが対象になるか。

対象となります。例えば、A法人が医療機関（病院）と高齢者福祉施設（介護老人保健施設）を運営している場合、それぞれの施設で申請が可能です。

ただし、要綱に記載のとおり、医療機関がみなし指定を受けて実施している、介護保険の訪問リハビリテーション（医療みなし）、通所リハビリテーション（医療みなし）は対象外となります。

Q1-2 複数の施設種別のサービスを提供している場合は、それぞれが対象になるか。

対象となります。例えば、介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等で、一つの事業所で複数の施設種別で指定を受けている場合（例：介護老人保健施設と通所リハビリテーション、施設入所支援と生活介護、就労継続支援A型とB型等）は、それぞれの施設種別ごとに申請できます。

ただし、以下の施設は例外となりますので、ご注意ください。

① 障がい福祉施設（訪問系）

以下の施設区分ごとに、一つの施設等において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1施設等あたりの基準単価は20千円とします。

施設区分	施設種別
障がい福祉施設 (訪問系①)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
障がい福祉施設 (訪問系②)	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(例1) A施設が「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」の指定を受けている

→ 施設区分はすべて「訪問系①」のため、支給金額は20千円

(例2) B施設が、「居宅介護」と「計画相談支援」の指定を受けている

→ 施設区分はそれぞれ「訪問系①」と「訪問系②」のため、

支給金額は20千円+20千円=40千円

② 施術所

一つの施設等において、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復を開設している場合は、開設している業務の種類・該当数に関わらず、1施設等あたりの基準単価は20千円とします。

(例) A鍼灸整骨院で「あん摩マッサージ」「きゅう」「柔道整復」の3種を開設している

→ 開設している業務の種類に関わらず、支給金額は20千円

Q 1-3 住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は対象になるか。
対象外です。ただし、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は、当該指定の部分が対象となります。

Q 1-4 福祉用具の貸与や販売を行う事業者は対象になるか。
対象外です。

Q 1-5 健康診断施設は対象になるか。
対象外です。

Q 1-6 生活困窮者一時保護施設は対象になるか。
対象外です。

Q 1-7 サテライト事業所は対象になるか。
サテライト事業所は本体事業所と一体で指定しているため、サテライト分として切り分けて申請をすることはできません。

Q 1-8 医療機関がみなし指定を受けて実施している、介護保険の訪問リハビリテーション(医療みなし)、通所リハビリテーション(医療みなし)は対象になるか。
対象外です。

Q 1-9 医科診療と歯科診療を同一施設で実施している場合は、双方で申請が可能か。
病院・医科診療所の区分で申請してください。(歯科診療所区分との重複申請はできません。)

Q 1-10 受領委任を取扱っていない施術所は対象になるか。
対象外です。

Q 1-11 出張専門の施術所も対象になるか。
受領委任取扱い施設である場合は、対象となります。

2 支給要件に関すること

Q 2-1 休止・廃止の予定があるが対象になるか。
令和5年3月末までに休止及び廃止の予定がある施設・事業所は対象外となります。
なお、休止の場合、短期間の一時的な休止の場合も対象外となります。

Q 2-2 光熱費等の高騰に伴い、利用料金を値上げしているが、対象になるか。
利用料金の値上げの有無に関わらず、光熱費等が高騰していれば対象となります。

3 申請方法・申請書記入内容に関すること

Q 3-1 複数の施設種別のサービスを提供している場合の申請書の作成方法は。

1枚の申請書でまとめて申請してください。また、できる限り県ホームページから電子データをダウンロードして作成いただくようお願いします。（申請書の電子データ版は、施設種別等がプルダウンで選択可能である他、申請額も自動計算で入力されます。）なお、電子データはエクセルで非表示となっている行を表示すると、行を追加することができます。

なお、申請書は施設区分ごと5種類（高齢者福祉施設用／障がい福祉施設用／保護施設用／医療機関用／助産所・薬局用）に分かれているので、それぞれの申請書を使用してください。（例えば、1法人が複数の高齢者福祉施設及び障がい福祉施設を運営している場合は、申請書は2種類となります。）

Q 3-2 10施設以上運営している場合の申請書の記入方法は。

申請様式を県ホームページからダウンロードしてください。申請書の電子データ版は、施設種別等がプルダウンで選択可能である他、申請額も自動計算で入力されるため、電子データでの作成を推奨しています。なお、電子データはエクセルで非表示となっている行を表示すると、行を追加することができます。

Q 3-3 高齢者福祉施設と障がい福祉施設を運営しているが、申請書は別になるか。

申請書は施設区分ごと5種類（高齢者福祉施設用／障がい福祉施設用／保護施設用／医療機関用／助産所・薬局用）に分かれているので、それぞれの申請書を使用してください。

Q 3-4 医療機関コードが10桁とあるが、7桁で記入してもいいか。

7桁の記入でも問題ありません。

なお、医療機関コードは、都道府県番号2桁（長野県は20）＋点数表番号1桁（医科1、歯科3、調剤薬局4）＋事業所番号7桁で構成されていますので、医科は「201」、歯科は「203」、薬局は「204」を頭に付けていただくと10桁になります。

なお、介護保険事業所番号及び障がい福祉施設の事業所番号については、必ず都道府県番号から、10桁の記入をお願いします。

Q 3-5 利用定員は、現在利用している人の数を書くのか。

利用定員は、県に登録している定員数（令和4年10月1日時点）を記載してください。

なお、高齢者福祉施設（入所系）のうち、

- ・短期入所生活介護は、単独型及び併設型の定員
- ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は、宿泊サービスの利用定員
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは、軽費老人ホームの定員

を記載してください。

Q 3 - 6 申請書類が複数届いているが、違いはあるか。

施設単位で送付しており、違いはありません。可能な限り、法人内で1枚の申請書にまとめて申請してください。なお、同一法人内で施設ごとに振込先を分けたい場合は、申請書を分けて申請いただいても問題ありません。

Q 3 - 7 法人の住所を変更したが、どうすればよいか。

令和4年10月1日時点で登録してある住所で申請してください。

Q 3 - 8 申請書は折りたたんで提出してよいか。

折りたたんで提出いただいて問題ありません。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

Q 3 - 9 申請書は手書きで記載し提出してよいか。

手書きでの作成も可能ですが、できる限り県ホームページから電子データをダウンロードして作成いただくようお願いします。（電子データ版は、施設種別等がプルダウンで選択可能である他、申請額も自動計算で入力されます。）

また、郵送が不要な電子申請システムも是非ご利用ください。

4 その他

Q 4 - 1 本支援金は課税対象となるか。

税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。